



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会社名 株 式 会 社 松 屋
代表者 代表取締役社長執行役員 秋田 正紀
(コード番号 8237 東証第一部)
問合せ先 総務部 I R 室担当課長 関 泰程
(T E L . 代表 03-3567-1211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 146 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 32 条および第 42 条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 32 条の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 5 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 5 月 28 日

以 上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(注) 下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>社外</u>取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (<u>社外</u>監査役の責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>